

安曇野市告示第 号

安曇野市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成19年安曇野市告示第123号）の一部を次のように改正する。

平成26年 月 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

第2条第1項を次のように改める。

補助金の交付の対象となる経費は、保育料等の減免額の10分の10以内とする。ただし、当該年度の在園児数に応じ、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日付け、文部大臣裁定）第3条第3項の規定による通知で定める額を限度とする。

別表第1及び別表第2を削る。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

安曇野市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示
 安曇野市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱（平成19年告示第123号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(補助金額等)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる経費は、保育料等の減免額の10分以内とする。ただし、当該年度の在園児数に<u>応じ、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日付け文部大臣裁定）第3条第3項の規定による通知で定める額を限度とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(補助金額等)</p> <p>第2条 補助金の対象世帯、補助対象経費、補助金額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="593 1120 1066 1496">区分</th> <th data-bbox="593 1496 1066 1854">補助対象経費</th> <th data-bbox="593 1854 1066 2096">補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1066 1120 1321 1496">生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯</td> <td data-bbox="1066 1496 1321 1854">入園料と保育料の合計額</td> <td data-bbox="1066 1854 1321 2096">補助対象経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超過するときは、限度額とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1321 1120 1506 1496">当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</td> <td data-bbox="1321 1496 1506 1854">入園料と保育料の合計額</td> <td data-bbox="1321 1854 1506 2096">229,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1506 1120 1513 1496">当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td data-bbox="1506 1496 1513 1854">入園料と保育料の合計額</td> <td data-bbox="1506 1854 1513 2096">308,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費	補助金額	生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	入園料と保育料の合計額	補助対象経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超過するときは、限度額とする	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	入園料と保育料の合計額	229,200円	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	入園料と保育料の合計額	308,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="593 136 1066 286">補助限度額 (年額)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="593 286 641 609">1人就園の場合及び同一世帯から同一人以上の園児を最年長者(第1子)</th> <th data-bbox="593 609 641 945">同一世帯から2人以上の園児を最年長者(第1子)</th> <th data-bbox="593 945 641 1120">同一世帯から3人以上の園児を最年長者(第1子)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="641 136 689 609">229,200円</td> <td data-bbox="641 609 689 945">268,000円</td> <td data-bbox="641 945 689 1120">308,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="689 136 737 609">199,200円</td> <td data-bbox="689 609 737 945">253,000円</td> <td data-bbox="689 945 737 1120">308,000円</td> </tr> </tbody> </table>	補助限度額 (年額)			1人就園の場合及び同一世帯から同一人以上の園児を最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上の園児を最年長者(第1子)	同一世帯から3人以上の園児を最年長者(第1子)	229,200円	268,000円	308,000円	199,200円	253,000円	308,000円
区分	補助対象経費	補助金額																							
生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	入園料と保育料の合計額	補助対象経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超過するときは、限度額とする																							
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	入園料と保育料の合計額	229,200円																							
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	入園料と保育料の合計額	308,000円																							
補助限度額 (年額)																									
1人就園の場合及び同一世帯から同一人以上の園児を最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上の園児を最年長者(第1子)	同一世帯から3人以上の園児を最年長者(第1子)																							
229,200円	268,000円	308,000円																							
199,200円	253,000円	308,000円																							

改正後	改正前				
	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	る。	115,200円	211,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円	308,000円
	上記以外の区分				308,000円

備考

1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、父母とそれ以外の家計の主事者である扶養義務者の所得割課税額の合計額とする。

2 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第2（第2条関係）

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額（年額）
		小学校1年生から3年生までに兄弟が一人いて、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄弟が2人以上いる園児	小学校1年生から3年生までに兄弟が一人いて、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄弟が2人以上いる園児

改正後	改正前			
	生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	入園料と保育料の合計額	補助対象経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超えは、限度額とする。	(第3子以降) 249,000円
	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			308,000円
	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			308,000円
	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯			308,000円
	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			308,000円

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合には、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額の合計額とする。
- 2 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

改正後

様式第1号 (第4条関係)

(宛先) 安曇野市長

申請者 住 所 名
氏 氏 名

年 月 日

⑥

私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

次とおり私立幼稚園就園奨励費補助金を交付されるよう申請します。

幼稚園の名称	
代表者氏名	
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	円 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	円 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が	円以下となる世帯 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が	円以下となる世帯 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
上記区分以外の世帯	円 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
合 計	円 件
計	円 件

(注) 第1子、第2子、第3子等の内訳を各欄に記入してください。

添付書類

- (1) 補助金に係る事業計画書
- (2) 保育料等減免に関する調書 (課税証明書添付)
- (3) 保育料等を明らかにする書類 (園則等)

改正前

様式第1号 (第4条関係)

安曇野市長 様

申請者 住 所 名
氏 氏 名

年 月 日

⑥
番 地

私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

次とおり幼稚園就園奨励費補助金を交付されるよう申請します。

幼稚園の名称	
代表者氏名	
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	円 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が77,100円以下となる世帯	円 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が211,200円以下となる世帯	円 件
(内訳 第1子 円 第2子 円 第3子以降 円)	円 件
合 計	円 件
計	円 件

(注) 第1子、第2子、第3子等 各欄に記入してください。

添付書類

- (1) 補助金に係る事業計画書
- (2) 保育料等減免に関する調書 (課税証明書添付)
- (3) 入園料及び保育料を明らかにする書類 (園則等)

改正後

様式第2号 (第4条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書
幼稚園名

総括表

区分	保育料等減免措置階層区分	減免額	人員	備考
満3歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑥ 上記区分以外の世帯			
3歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑥ 上記区分以外の世帯			
4歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑥ 上記区分以外の世帯			
5歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑥ 上記区分以外の世帯			
計	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑥ 上記区分以外の世帯			
	計			

改正前

様式第2号 (第4条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書
幼稚園名

総括表

区分	保育料等減免措置階層区分	減免額	人員	備考
満3歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯			
	計			
3歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯			
	計			
4歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯			
	計			
5歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯			
	計			
計	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯			
	計			

改正後

改正前

(裏)

(裏)

参考

参考

A 在園児 総数 (人)	B 保育料等減免対象児童 (人)						B/A 対象率 (%)				
	生活保護世帯	市民税非課税	所得割非課税	所得割 — 円以下	所得割 — 円以下	上記区分以外	生活保護世帯	市民税非課税	所得割非課税	所得割 — 円以下	上記区分以外
満3歳児 ()											
3歳児 ()											
4歳児 ()											
5歳児 ()											
計 ()											

在園児数には、安曇野市に在住する園児数を記入してください。

A 在園児 総数 (人)	B 保育料等減免対象児童 (人)						B/A 対象率 (%)				
	生活保護世帯	市民税非課税	所得割非課税	所得割 77,100 円以下	所得割 211,200 円以下	計	生活保護世帯	市民税非課税	所得割非課税	所得割 77,100 円以下	所得割 211,200 円以下
満3歳児 ()											
3歳児 ()											
4歳児 ()											
5歳児 ()											
計 ()											

在園児数には、安曇野市に在住する園児数を記入してください。

改正後

(第 子) 内 訳 書

区分	保育料等減免措置階層区分	減免額	人員	備考
満3歳 児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑥ 上記区分以外の世帯			
3歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑥ 上記区分以外の世帯			
4歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑥ 上記区分以外の世帯			
5歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
	⑥ 上記区分以外の世帯			
計				

改正前

(第 子) 内 訳 書

区分	保育料等減免措置階層区分	減免額	人員	備考
満3歳 児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯			
	計			
3歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯			
	計			
4歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯			
	計			
5歳児	① 生活保護世帯			
	② 市民税非課税世帯			
	③ 市民税所得割非課税世帯			
	④ 市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯			
	⑤ 市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯			
	計			
計				

※第1子・第2子・第3子について、それぞれ別葉に記載してください。

改正後

様式第3号 (第4条関係)

保育料等減免措置に関する調書

① 在園幼児の氏名 年 月 日 生 満 歳		② 在園幼稚園名		③ 年少・年中・年長		年 月 日 作成
④ 幼児の属する世帯の状況 (月 日現在)						
氏 名	生年月日 年 月 日 (歳)	性別	続柄	市 民 税 課 税 額		所得割額
				均等割額	所得割額	
	年 月 日 (歳)					
	年 月 日 (歳)					
	年 月 日 (歳)					
	年 月 日 (歳)					
	年 月 日 (歳)					
⑤ 生活保護法の規定による保護 受けている・受けていない						
本調書に関し、同一世帯の家族全員の市民税課税額の確認については、園児就園期間中、 課税台帳により行うことに同意します。						
⑥保護者 住所 氏名		⑦				
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。 幼稚園長 又は設置者 ⑧						
(宛先) 安曇野市長		年 月 日				

(注) 「④幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にする者について記入すること。

改正前

様式第3号 (第4条関係)

保育料等減免措置に関する調書

① 在園幼児の氏名 年 月 日 生 満 歳		② 在園幼稚園名		③ 公立・私立		年 月 日 作成
④ 幼児の属する世帯の状況 (月 日現在)						
氏 名	生年月日 年 月 日 (歳)	性別	続柄	市 民 税 課 税 額		所得割額
				均等割額	所得割額	
	年 月 日 (歳)					
	年 月 日 (歳)					
	年 月 日 (歳)					
	年 月 日 (歳)					
⑤ 在園幼児の保護者 の住所・氏名		現 住 所		氏 名		⑥
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。 幼稚園長 又は設置者 ⑦						
安曇野市長 様		年 月 日				

(注) 「④幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にする者について記入すること。

改正後

様式第4号 (第5条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

安曇野市指令 第 号

様

年 月 日 付 け で 申 請 さ れ ま し た 私 立 幼 稚 園 就 園 奨 励 費 補 助 金 に つ い て、
次 の と お り 決 定 し た の で 通 知 し ま す。

年 月 日 印
安曇野市長

1 次のとおり補助金を交付します。

保育料等減免措置階区分	補助金交付額	備 考
生活保護世帯		
市民税非課税世帯		
市民税所得割非課税世帯		
市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯		
市民税所得割課税の額が 円以上となる世帯		
上記区分以外の世帯		
計		

2、次の理由により私立幼稚園就園奨励費補助金は、交付しません。
(理由)

改正前

様式第4号 (第5条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

安曇野市指令 第 号

様

年 月 日 付 け で 申 請 さ れ ま し た 私 立 幼 稚 園 就 園 奨 励 費 補 助 金 に つ い て、
次 の と お り 決 定 し た の で 通 知 し ま す。

年 月 日 印
安曇野市長

1 次のとおり補助金を交付します。

保育料等減免措置階区分	補助金交付額	備 考
市民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む。)		
市民税所得割非課税世帯		
市民税所得割課税の額が 77,100円以下となる世帯		
市民税所得割課税の額が 211,200円以下となる世帯		
計		

2 次の理由により私立幼稚園就園奨励費補助金は、交付しません。
(理由)

改正後

様式第5号(第6条関係) 年 月 日

(宛先) 安曇野市長 住所 氏名

私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書
 年 月 日付け安曇野市指令 第 号で交付決定のあった私立幼稚園就園奨励費補助金の補助内容に変更が必要となったので、下記のとおり変更交付を承認されるよう関係書類を添えて申請します。

保育料等減免措置階層区分	既決定額	変更交付申請額	増減額	備考
生活保護世帯				
市民税非課税世帯				
市民税所得割非課税世帯				
市民税所得割課税の額が円以下となる世帯				
市民税所得割課税の額が円以下となる世帯				
上記区分以外の世帯				
計				

添付書類
 (1) 補助金に係る事業計画書
 (2) 保育料等減免に関する調書(課税証明書添付)

改正前

様式第5号(第6条関係) 年 月 日

安曇野市長 様 住所 番地 氏名

私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書
 年 月 日付け安曇野市指令 第 号で交付決定のあった私立幼稚園就園奨励費補助金の補助内容に変更が必要となったので、下記のとおり変更交付を承認されるよう関係書類を添えて申請します。

保育料等減免措置階層区分	既決定額	変更交付申請額	増減額	備考
市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む。)				
市民税所得割非課税世帯				
市民税所得割課税の額が77,100円以下となる世帯				
市民税所得割課税の額が211,200円以下となる世帯				
計				

*添付書類
 (1) 補助金に係る事業計画書
 (2) 保育料等減免に関する調書(課税証明書添付)

改正後

様式第6号 (第7条関係)
私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書

安曇野市指令 第 号

様

年 月 日付で申請されました私立幼稚園就園奨励費補助金の変更に
ついて、次のとおり承認することに決定したので通知します。

年 月 日 印
安曇野市長

改正前

様式第6号 (第7条関係)
私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書

安曇野市指令 第 号

様

年 月 日付で申請されました私立幼稚園就園奨励費補助金の変更に
ついて、次のとおり承認することに決定したので通知します。

年 月 日 印
安曇野市長

保育料等減免措置階区分	既決定額	変更交付額	増減額
生活保護世帯			
市民税非課税世帯			
市民税所得割非課税世帯			
市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			
市民税所得割課税の額が 円以上となる世帯			
上記区分以外の世帯			
計			

保育料等減免措置階区分	既決定額	変更交付額	増減額
市民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む。)			
市民税所得割非課税世帯			
市民税所得割課税の額が 77,100円以下となる世帯			
市民税所得割課税の額が 211,200円以下となる世帯			
計			

改正後

様式第7号(第8条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住所
氏名

年度安曇野市私立幼稚園就園奨励費補助金の補助実績を下記のとおり報告し

ます。

記

保育料等減免措置階層区分	補助対象経費	対象人員	確定を受けたい補助金の額	不要額	備考
生活保護世帯					
市民税非課税世帯					
市民税所得割非課税世帯					
市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯					
市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯					
上記区分以外の世帯					
計					

改正前

様式第7号(第8条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

年 月 日

安曇野市長

様

住所
番地

氏名

年度安曇野市私立幼稚園就園奨励費補助金の補助実績を下記のとおり報告し

ます。

記

保育料等減免措置階層区分	補助対象経費	対象人員	確定を受けたい補助金の額	不要額	備考
市民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む。)					
市民税所得割非課税世帯					
市民税所得割課税の額が 77,100円以下となる世帯					
市民税所得割課税の額が 211,200円以下となる世帯					
計					

改正後	改正前																																										
<p style="text-align: center;">様式第8号 (第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書</p> <p style="text-align: center;">安曇野市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 付けで報告のあった補助金等実績報告書を審査した結果、下記の額を私立幼稚園就園奨励費補助金として確定します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">安曇野市長 印</p>	<p style="text-align: center;">様式第8号 (第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書</p> <p style="text-align: center;">安曇野市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 付けで報告のあった補助金等実績報告書を審査した結果、下記の額を私立幼稚園就園奨励費補助金として確定します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">安曇野市長 印</p>																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保育料等減免措置階層区分</th> <th style="width: 20%;">補助確定額</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税所得割非課税世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記区分以外の世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保育料等減免措置階層区分	補助確定額	備 考	生活保護世帯			市民税非課税世帯			市民税所得割非課税世帯			市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯			上記区分以外の世帯			計			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保育料等減免措置階層区分</th> <th style="width: 20%;">補助確定額</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税所得割非課税世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税所得割課税の額が 77,100 円以下となる世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税所得割課税の額が 211,200 円以下となる世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保育料等減免措置階層区分	補助確定額	備 考	市民税非課税世帯			市民税所得割非課税世帯			市民税所得割課税の額が 77,100 円以下となる世帯			市民税所得割課税の額が 211,200 円以下となる世帯			計		
保育料等減免措置階層区分	補助確定額	備 考																																									
生活保護世帯																																											
市民税非課税世帯																																											
市民税所得割非課税世帯																																											
市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯																																											
市民税所得割課税の額が 円以下となる世帯																																											
上記区分以外の世帯																																											
計																																											
保育料等減免措置階層区分	補助確定額	備 考																																									
市民税非課税世帯																																											
市民税所得割非課税世帯																																											
市民税所得割課税の額が 77,100 円以下となる世帯																																											
市民税所得割課税の額が 211,200 円以下となる世帯																																											
計																																											

事務連絡
平成26年4月25日

各都道府県教育委員会
幼稚園就園奨励費補助主管課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

平成26年度幼稚園就園奨励費補助金等に
係る国庫補助限度額等について（通知）

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定。平成26年4月1日一部改正）第3条第3項に定める補助限度額について、別紙のとおり通知します。ついては、貴域内の市(区)町村に対し、下記の点にご留意の上、周知いただくとともに、事務処理上、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 今年度より第二子及び第三子以降の世帯について所得制限を撤廃することに伴い、新たに幼稚園就園奨励費補助の対象となる多子世帯の幼児については、被災幼児就園支援事業の対象である「被災によって家計が急変したことにより、補助対象となる所得階層区分に新たに位置づけられた世帯の幼児」（「被災幼児就園支援事業関係の留意点について」参照）には該当しません。
2. 今年度においても、子どもの人数により補助基準額を変動させ、多子世帯に配慮した「簡便な調整方式」（第2方式）の補助対象経費に対し、国庫補助を実施します。
3. 生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、幼稚園就園奨励費補助金について、平成25年度当初に生活保護世帯であった者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き生活保護世帯に該当する階層としての国庫補助申請を認めることとしています。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局
幼児教育課振興係 横澤・小川
電話：03-5253-4111（内2374）
03-6734-2374（直通）
メール：youji@mext.go.jp

平成26年度幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額

I 従来条件（兄・姉が幼稚園児の場合）に該当する国庫補助限度額

- ・同一世帯から複数園児が同時に就園している場合は、以下の限度額に該当します。

(単位：円)

区分	補助対象経費	国庫補助限度額		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
公立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	79,000		
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	20,000	50,000	79,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
	上記区分以外の世帯	—	40,000	79,000
私立	I 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000		
	II 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	199,200	253,000	308,000
	III 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200	211,000	308,000
	IV 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
	上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000

- 注1. 上記の市町村民税の所得割課税額（補助基準額）は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別添に読み替えること。
2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
3. 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の国庫補助限度額は、次の算式を参考に減額して適用する。なお、次の算式で算出された金額を上限とし、対応可能な市町村から順次対応すること。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
4. 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が国庫補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。
5. 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

Ⅱ 新条件（兄・姉が小学校1～3年生の場合）に該当する国庫補助限度額

・同一世帯に小学校1～3年生の兄・姉を有する園児については、以下の限度額に該当します。

(単位：円)

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額	
			小学校1～3年生の兄・姉を 1人有しており、就園してい る場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を 1人有しており、同一世帯か ら2人以上就園している場合 の左以外の園児及び小学校1 ～3年生に兄・姉を2人以上 有している園児 (第3子以降)
公立	生活保護法の規定による保護 を受けている世帯	入園料、 保育料の 合算額	79,000	79,000
	当該年度に納付すべき市町村 民税が非課税となる世帯		50,000	
	当該年度に納付すべき市町村 民税の所得割が非課税となる 世帯			
	上記区分以外の世帯		40,000	
私立	I 生活保護法の規定による保 護を受けている世帯		308,000	308,000
	II 当該年度に納付すべき市町 村民税が非課税となる世帯		253,000	308,000
	III 当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が 77,100円以下の世帯		211,000	308,000
	IV 当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が 211,200円以下の世帯		185,000	308,000
上記区分以外の世帯	154,000		308,000	

1. 上記の市町村民税の所得割課税額（補助基準額）は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別添に読み替えること。
2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主事者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
3. 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の国庫補助限度額は、次の算式を参考に減額して適用する。なお、次の算式で算出された金額を上限とし、対応可能な市町村から順次対応すること。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
4. 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が国庫補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。
5. 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額の比較

別表第1(第2条関係)

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額(年額)					
			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上以上就園している場合の最年長者(第1子)		同一世帯から2人以上以上就園している場合の次年長者(第2子)		同一世帯から3人以上以上就園している場合左以外の園児(第3子以降)	
			25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯 上記以外の区分	入園料と保育料の合計額	補助対象経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超えるときは、限度額とする。	229,200円	308,000円	268,000円	308,000円	308,000円	308,000円
			199,200円	199,200円	253,000円	253,000円	308,000円	308,000円
			115,200円	115,200円	211,000円	211,000円	308,000円	308,000円
			62,200円	62,200円	185,000円	185,000円	308,000円	308,000円
					154,000円	154,000円	308,000円	308,000円

別表第2(第2条関係)

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額(年額)			
			小学校1年生から3年生まででに兄姉が一人いて、就園している場合の最年長者(第2子)		小学校1年生から3年生まででに兄姉が一人いて、同一世帯から2人以上以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1年生から3年生まででに兄姉が2人以上以上いる園児(第3子以降)	
			25年度	26年度	25年度	26年度
生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯 上記区分以外の世帯	入園料と保育料の合計額	補助対象経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超えるときは、限度額とする。	249,000円	308,000円	308,000円	308,000円
			226,000円	253,000円	308,000円	308,000円
			163,000円	211,000円	308,000円	308,000円
			114,000円	185,000円	308,000円	308,000円
				154,000円		308,000円